

「座間味偕生園デイサービスセンター」

(離島等相当介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス)

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して離島等相当介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1又は2」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

(改定：令和7年2月16日)

◇◆目 次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. 事故発生時の対応	5
7. 苦情の受付について	5
8. 緊急時の対応方法	5
9. 災害時の対応について	5
10. 身体拘束について	5
11. 認知症ケアについて	5
12. 高齢者虐待の防止について	5
13. 個人情報の取扱いについて	6
14. 同意書	7
15. 重要事項説明書付属文書	8

1. 事業者：施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 偕生会
(2) 法人所在地 沖縄県那覇市字首里石嶺町4丁目390番地
(3) 電話番号 098-886-2844
(4) 代表者氏名 理事長 安里 政 晃
(5) 設立年月日 昭和47年5月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 離島等相当介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス事業所（沖縄県第4799910023号）
(2) 事業所の目的 ご利用者の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともにそのご家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
(3) 事業所の名称 座間味偕生園 デイサービスセンター
サテライトデイサービスセンター
(4) 事業所の所在地 沖縄県島尻郡座間味村字座間味西原434-10
沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉89番地
(5) 電話番号 098-987-3560(座間味) 098-987-3321(阿嘉)
(6) 事業所長(管理者) 鍋田 倫子 (管理者)
(7) 当事業所の運営方針
ご利用者の人間性、自主性を重んじ、ご利用者ひとり一人に沿った介護予防サービスの提供を行ってまいります。
また、地域に施設機能を開放することにより常に地域との交流の場を設け、地域社会と偕(とも)に生きることを実践してまいります。
(8) 開設年月日 平成24年10月1日
(9) 利用定員 1単位10人

3. 事業所実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 座間味村
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 但し、12月28日～1月3日は休日
受付時間	月～金 8:30～17:30
サービス提供時間	月～金 10:00～16:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して離島等相当介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職 員	職 務 内 容
1. 事業所長(管理者)	1名以上	事業所従業員の管理及び業務の管理を行います。又、他の従業員と協力して介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス計画の作成等を行います。
2. 介護職員	座間味1名以上 阿 嘉1名以上	ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上必要な介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供を行います。
3. 生活相談員	座間味1名以上 阿 嘉1名以上	事業所に対する介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスの申し込みに係る調整、ご利用者に対する相談助言及び技術指導を行い、又他の従業員と協力して介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス計画の作成等を行います。
4. 看護職員	座間味1名以上 阿 嘉0名	ご利用者の健康管理の他、ご利用者に対し必要な援助を行います。看護師1名で座間味・阿嘉事業所を兼務
5. 機能訓練指導員	座間味1名以上 阿 嘉0名	ご利用者の日常生活機能維持・向上のため、必要な援助を行います。看護師1名で座間味・阿嘉事業所を兼務

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30 ※原則として1名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：30※看護師が兼務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合 |
|---|

がございます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスについては、食費を除き通常9～7割が介護保険から給付されます。

※選択サービスについてはご利用者ごとの選択性となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、介護予防サービス計画に沿い事業者とご利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

《サービスの概要》

☆ 共通的服务

活動内容

- ・健康チェック、機能保持及び低下予防運動、手芸等創作活動、レクリエーション等による交流、季節行事等、さまざまなメニューを用意しております。

① 送迎サービス

- ・ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 食事

- ・食事の準備や介助を行います。ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。

③ 入浴

- ・職員の介助を受けながら入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の介助を行います。

⑤ 生活相談

- ・ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。

☆ 選択的服务

① アクティビティーサービス

- ・集団でのレクリエーション、創作活動などの機能訓練を行います。

☆ サービスの利用頻度

利用する曜日や内容等については、原則として要支援の方は週2回、要支援2の方は週3回の利用になります。介護予防計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

《サービス利用料金（１ヵ月あたり）》 （契約書第５条、第６条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金はご利用者の要介護度に応じて異なります。)

利用料金は月額制です。利用者の方からキャンセルが出た場合も月額料金をいただきます。介護予防サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議のうえ決定し、介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス計画に定めます。

ただし、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

介護度		要支援 1	要支援 2
サービス基本料金		17,980円 (1ヵ月につき)	36,210円 (1ヵ月につき)
		4,360円(1回) (1ヵ月の中で4回までのサービス)	4,470円(1回) (1ヵ月の中で5～8回までのサービス)
加算料金	運動器機能向上加算	0円	
サービスにかかる小計 (1ヵ月利用の場合)		17,980円	36,210円
うち、介護保険から給付される金額	1割負担	16,182円	32,589円
	2割負担	14,384円	28,968円
	3割負担	12,586円	25,347円
サービス利用料にかかる自己負担額	1割負担	1,798円	3,621円
	2割負担	3,596円	7,242円
	3割負担	5,394円	10,863円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		利用単位数に0.09%を乗じた単位数	

☆ 食事に係る費用は別途いただきます。(右記(2)②参照)

☆ ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第５条、第６条参照)

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスの利用・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

② 食事・おやつ

・一般食、治療食などご利用者に応じた食事を提供します。
利用料金：１食あたり３００円

③ レクリエーション、クラブ活動

・ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ④ 複写物の交付
 ・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 利用料金：1枚につき10円
- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費
 ・日常生活に要する費用で、ご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
 〈例〉オムツ、ティッシュなど

☆ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、利用月の翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払い
 イ. 下記指定口座への振り込み
 社会福祉法人 偕生会
 理事長 安里 政晃
 沖縄銀行 石嶺支店 普通預金 1514362
 ウ. 金融機関口座から自動引き落とし
 (1回につき110円の手数料がかかります)
 ご利用できる金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、農業協同組合、ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者へ提示して協議します。
- 月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ご利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護支援事業者と調整のうえ、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

※ 座間味村に住所を有しない方で介護保険認定を受けている方の利用について、当事業所は、離島等相当サービス事業所のため、座間味村外に住所地を有する方の利用は、介護保険適用外になるため、要介護度に応じた実費を頂きます。

※ 要介護認定が自立になった方の利用について、利用者が定員（１０名）に満たない場合は利用が可能です。サービス内容は、生活指導、健康チェック、送迎、食事、入浴、日常生活動作訓練、レクリエーション等必要に応じて行います。
利用料は１日基本料金５００円入浴料３００円昼食代３００円になり、介護保険の給付対象外のサービスは自己負担となります。

6. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の態勢で指定サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等に連絡すると共に、事故に遭われた方の救済事故の拡大防止等の必要な措置を講じます。

又、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに損害賠償を行い、その事故状況、採った処置等を記録に残し保管するものとします。

7. 苦情の受付について（契約書第１４条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口：担当 鍋田 倫子
電話 ０９８－９８７－３５６０
- 受付時間：月曜日～金曜日（８：３０～１７：３０）

（２）行政機関その他苦情受付機関

沖縄県国民健康 保険団体連合会	所在地 那覇市西３丁目１４番地１８号 電話番号 ０９８－８６０－９０２６ 受付時間 ９：００～１７：００（土・日・祝祭日除く）
沖縄県介護保険 広域連合	所在地 読谷村字比謝町５５番地 ２階 電話番号 ０９８－９１１－７５０２（代表） 受付時間 ９：００～１７：００（土・日・祝祭日除く）
座間味村役場 住民課	所在地 島尻郡座間味村字座間味１０９ 電話番号 ０９８－８９６－４０４５ 受付時間 ９：００～１７：００（土・日・祝祭日除く）

8. 緊急時の対応方法（契約書第１２条参照）

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、ご家族、かかりつけ医、救急隊、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者等に連絡します。

9. 災害時の対応について

地震・台風等の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスの実施ができなくなった場合には、サービスの提供を中止することがあります。

10. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該ご利用者または他のご利用者等の生命または身体の保護、事故の危険がある場合等やむ得なく身体拘束を行う場合があります。その場合は、必要な理由を記載し、家族の同意を得て対応いたします。

11. 認知症ケアについて

当事業所は、認知症に関する知識と理解を習得し、利用者に対して尊厳を持った態度で接します。

12. 高齢者虐待の防止について（契約書第１５条参照）

当事業所は、高齢者虐待防止法についての知識と理解を習得し利用者へ対する人権擁護、高齢者虐待防止に取り組みます。

13. 個人情報の取扱いについて（秘密保持）（契約書第9条参照）

- （１）個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- （２）個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- （３）同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① デイサービスセンターによる適切な介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービス提供のため
- ② 提供したサービスに係る請求業務等の介護保険事務のため
- ③ サービス提供に係る利用開始・終了手続き等の管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答のため
- ⑤ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご利用者の心身の状況や、利用状況に関する報告のため
- ⑦ 当事業所サービスの維持・改善に資する基礎資料(アンケート等)の作成のため
- ⑧ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑨ 当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑩ 審査支払い機関(国保連)や保険者からの照会等、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑪ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑫ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑬ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《ご利用者の映像・写真について》

ご利用者の映像や写真を、当センターの

☐ ホームページ

☐ パンフレット

☐ 広報誌

☐ センター内掲示物

に使用することを同意します。

(同意するものにチェック)

離島等相当介護予防・総合日常生活支援事業・通所型サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面にに基づき重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

説明者 宮平 三枝子 印

契約者(ご利用者) 住 所 座間味村字座間味

氏 名 _____ 印 _____

家族(代理人) 住 所 座間味村字座間味

氏 名 _____ 印 _____

7

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 4階建て
- (2) 延べ面積 444.01㎡
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を実施しています。

【通所介護】 & 【介護予防・日常生活支援総合事業・通所型サービス】

平成 24年 10月 1日 沖縄県第4799910023号 定員10名

【介護予防短期入所介護】 & 【短期入所生活介護】

平成 24年 10月 1日 沖縄県第4799910023号 定員2名

【介護予防・日常生活支援総合事業・訪問型サービス】 & 【訪問介護】

平成 24年 10月 1日 沖縄県第4799910023号

【居宅介護支援事業所】

平成 24年 10月 1日 沖縄県第4799910023号 定員35名

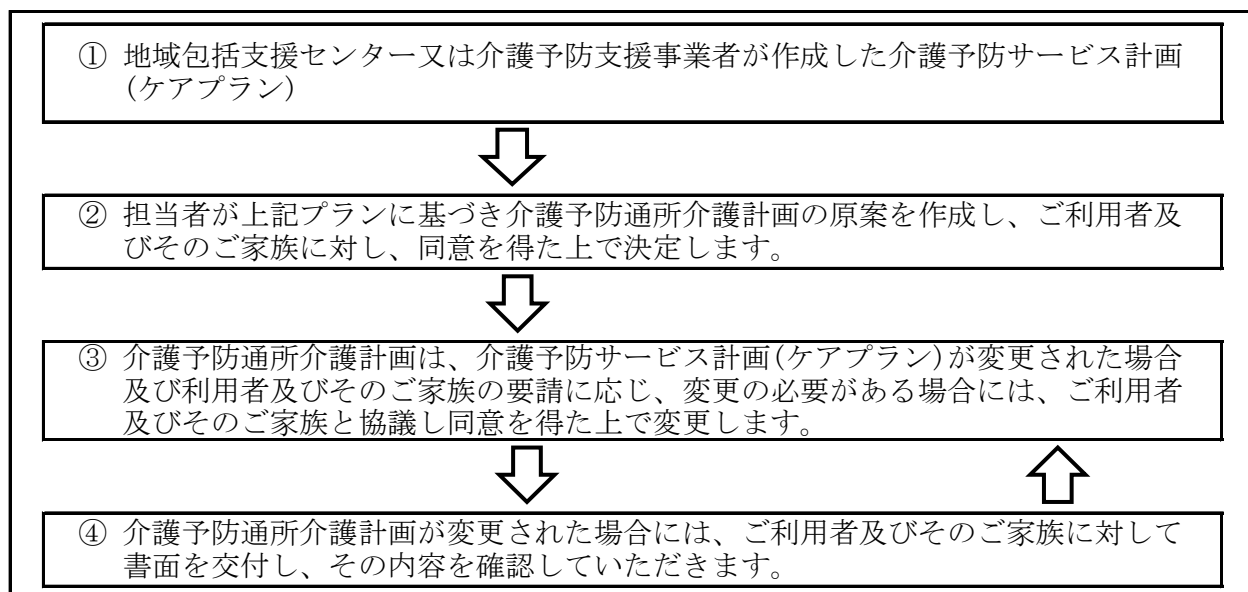
【小規模多機能型居宅介護】 & 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

平成 24年 10月 1日 沖縄県第4799910023号 定員5名

2. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

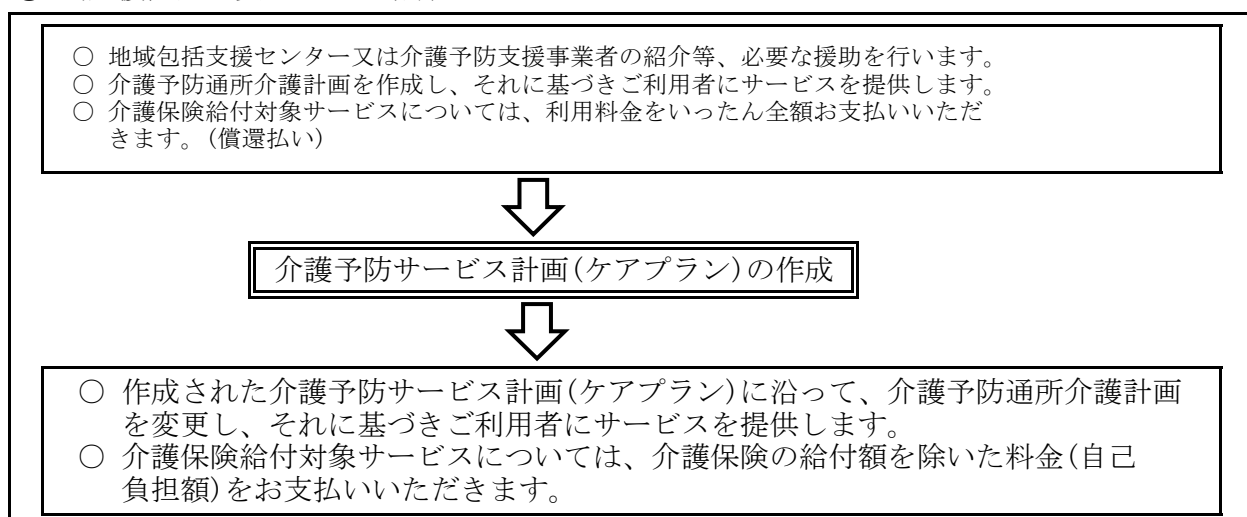
ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、ご利用者を担当する指定介護予防支援事業所が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」がある場合とない場合で「介護予防通所介護計画」作成手順が異なります。

(1) 「介護予防サービス計画(ケアプラン)」がある場合

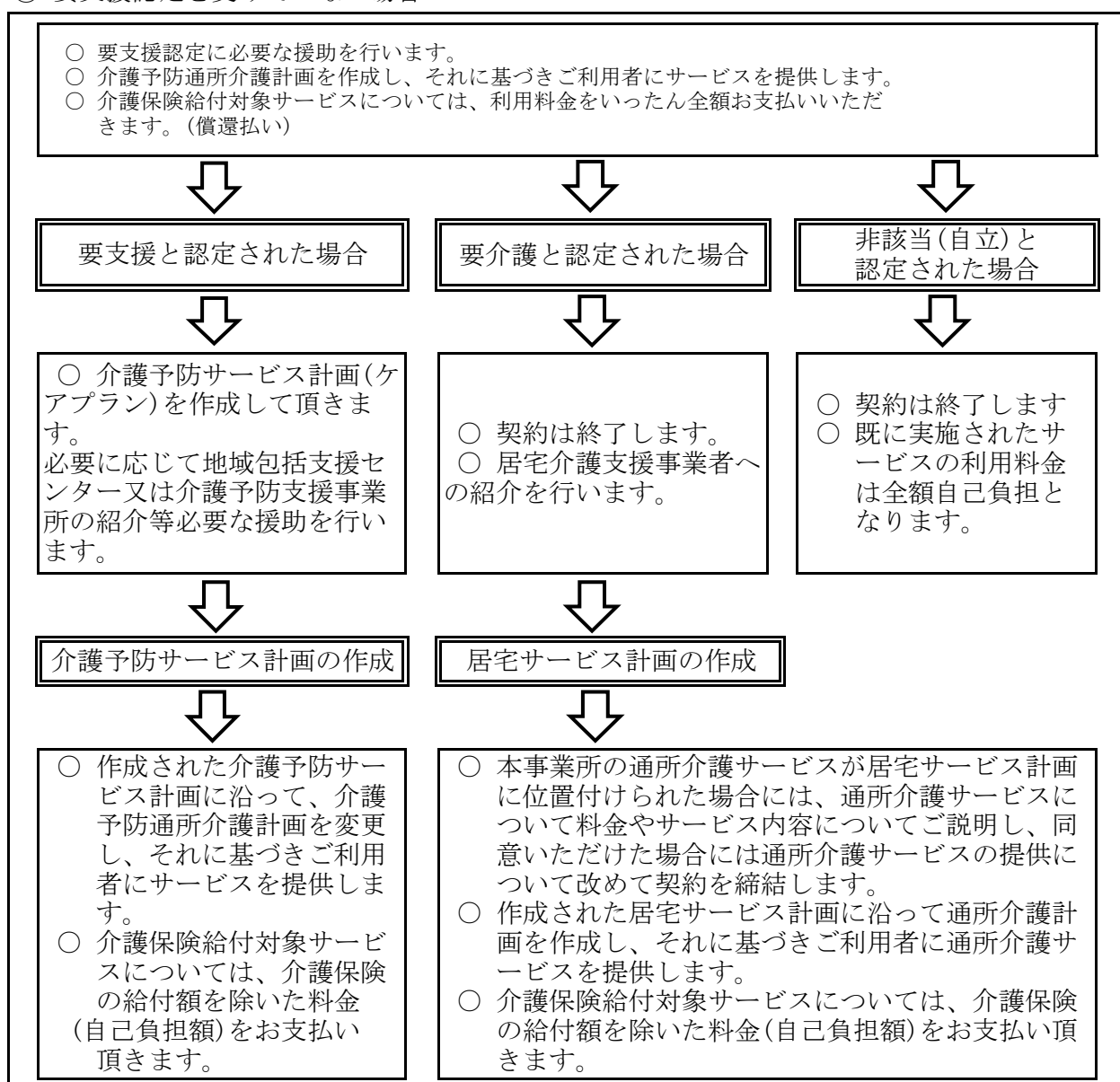


(2) 「介護予防サービス計画(ケアプラン)」がない場合

① 要支援認定を受けている場合



② 要支援認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条、第10条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員とともに、連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
 - ③ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。
 - ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- また、ご利用者の契約の終了に伴う援助を行う際には、予め文書にてご利用者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

当施設のご利用にあたって、通所介護を利用されているご利用者の活動の場としての快適性、安全性を確保するため、施設、設備、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。

故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第10条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要介護と認定された場合
- ③ ご利用者が死亡した場合

（1） ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解消することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者がご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者のサービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合
- ②ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばし繰り返した場合、ご利用者の入院もしくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ご利用者又はそのご家族が事業者やサービス従事者又は他のご利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背徳行為を行った場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うように努めます。